

安全委第3号

平成29年度 小野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

平成29年7月

兵庫県小野市

## 1 業務の目的

本公募型プロポーザルは、「小野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）の策定を支援する委託者を特定するにあたり、平成28年5月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」にある、わが国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標などを踏まえた、実効性のある実行計画の策定に資する、豊富な経験等を有するコンサルタント業者を特定するために実施するものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

安全委第3号 小野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「平成29年度小野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 選定方式

公募型プロポーザル方式

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成30年2月9日まで（約6ヶ月）

### (5) 業務規模

9,951,120円（消費税及び地方消費税を含む。）

（この金額は、予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。）

### (6) 支払条件

前金払、部分払 無

## 3 応募方法

単独企業による

## 4 参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を小野市から受けている者または受けることが明らかである者でないこと。

- (3) 小野市暴力団排除条例（平成24年小野市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (7) 主任技術者及び担当技術者は、業務を遂行するうえで技術上の管理を行うに必要な資格（技術士（環境部門）、技術士（衛生工学部門）またはエネルギー管理士のうちいずれかの資格）を配置できること。なお、管理技術者と主任技術者は同一人物が兼ねることはできないこととする。
- (8) 本社、本店、支店又は営業所において、過去10年以内（平成19～28年度）に国の機関又は地方公共団体（※）が発注する「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画の策定・改定業務ならびにウォークスルー調査及び計測器を用いた省エネ診断業務を元請として業務完了した実績を有する者であること。

※地方公共団体とは、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合のいずれかとします。

## 5 本プロポーザルの実施スケジュール

項目	日程
公告	平成29年7月 3日
参加表明書の受付期間	平成29年7月 3日～14日
質問受付（参加表明書等関係）	平成29年7月 3日～10日
質問回答日	平成29年7月13日
参加資格確認結果の通知	平成29年7月19日
参加非資格者の異議申立て期限	平成29年7月26日
参加非資格者への異議申立て回答日	平成29年7月31日
企画提案書の受付期間	平成29年7月19日～31日
質問受付（企画提案書等関係）	平成29年7月19日～24日
質問回答日	平成29年7月27日

プレゼンテーション及びヒアリングの実施	平成29年8月上旬（予定）
審査委員会	平成29年8月上旬～中旬（予定）
選定結果の通知及び公表	平成29年8月中旬（予定）
本業務について最も適切な者（以下、「最優秀提案者」という。）への見積依頼	平成29年8月下旬（予定）
契約の締結	平成29年8月下旬（予定）

※応募多数の場合は一次書類選考を行う場合があります。

※プレゼンテーション以降の日程については、決定次第連絡致します。

## 6 参加手続き

参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類（提出書類一覧表参照）
  - ①参加表明書【様式1】
  - ②会社概要書【様式2】
  - ③業務実績書【様式3】
  - ④管理・主任・担当技術者の業務実績等【様式4-1～3】
  - ⑤納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明書）
- (2) 作成要領 15 その他の注意事項をご確認の上、上記(1)様式により、作成すること。
- (3) 提出期限 平成29年7月14日（金） 午後5時15分まで  
（持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までの時間帯とする。）
- (4) 提出先 小野市副市長
- (5) 提出場所 本要領16に掲げる担当課
- (6) 提出部数 正本1部
- (7) 提出方法 持参又は郵便書留のみ

## 7 参加表明に関する質問の受付と回答

- (1) 提出期限 平成29年7月10日（月） 午後5時15分まで
- (2) 提出先 小野市副市長
- (3) 提出場所 本要領16に掲げる担当課
- (4) 提出方法 質問書【様式5】によりFAXまたは電子メールで提出すること。

- (5) 回答方法 参加表明者に対し、質問の内容を含め平成29年7月13日(木)までにFAXまたは電子メールで回答する。

## 8 参加資格確認結果の通知

参加資格の結果は、平成29年7月19日(水)に、参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。正文については、別途郵送により送付する。

## 9 疑義の申立て

- (1) プロポーザル参加資格の結果に疑義のある非資格者は、参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は任意)にて説明を求める申立てを行うことができる。
- (2) 申立期間は、通知の日の翌日から起算して7日(小野市の休日を定める条例(平成元年小野市条例第30号)に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内とする。
- (3) 当該請求を行った者に参加資格が無いとした理由について申立期限の翌日から起算して原則として3日(市の休日を除く。)以内に回答する。

## 10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類(提出書類一覧表参照)
- ①企画提案書(表紙)【様式6】
  - ②企画提案書【任意様式】
    - ア 企画提案書は、A4縦ファイルの左綴じ製本とすること。(ただし、A3版による折込頁の挿入は可。)
    - イ 仕様書「4業務の内容」に記載の項目ごとに、具体的な作業内容を明記すること。
    - ウ 「2業務の概要(5)業務規模」の範囲内であるならば、業務内容以外の提案を盛り込むことは、差し支えない。
  - ③業務スケジュール【任意様式】
    - ア 仕様書「4業務の内容」に記載の項目ごとに、工程表を作成すること。
  - ④業務実施体制【任意様式】
    - ア 業務を確実に実施、履行する組織体制を明記すること。
    - イ 業務実施に当たっての主担当者の配置、役割分担及び連絡体制を明記すること。
  - ⑤業務見積書【任意様式】

《見積書提出の際の注意事項》

- ア 見積金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
  - イ 見積書に記載する見積額の100分の108に相当する金額（契約希望価格）が「2業務の概要(5)業務規模」に規定する業務規模を上回らないこと。
  - ウ 見積書については、住所、会社名、代表者名、見積金額、作成日等を記入し、押印があること。
- (2) 提出期限 平成29年7月31日（月） 午後5時15分まで  
（持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までの時間帯とする。）
- (3) 提出先 小野市副市長
- (4) 提出場所 本要領16に掲げる担当課
- (5) 提出部数 正本1部、副本5部
- (6) 提出方法 持参又は郵便書留のみ

1.1 企画提案に関する質問の受付と回答

- (1) 提出期限 平成29年7月24日（月） 午後5時15分まで
- (2) 提出先 小野市副市長
- (3) 提出場所 本要領16に掲げる担当課
- (4) 提出方法 質問書【様式5】により、FAX又は電子メールで提出すること。
- (5) 回答方法 企画提案者に対し、質問の内容を含め平成29年7月27日（木）までにFAX又は電子メールで回答します。

1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1)次により企画提案者等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施します。
- 実施日：平成29年8月上旬（予定）
- 実施場所：小野市役所
- 出席者：1事業者3名まで
- 実施内容：1事業者30分程度を予定  
（企画提案書の説明：20分程度、質疑応答10分程度を予定）
- 説明資料：あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明するものとする。

機材等：ヒアリング等の際に機材（パソコン等）を使用する場合は、提案者が準備するものとし、事前に本要領16に掲げる担当課へ申し出ること。なお、プロジェクター、スクリーンは担当課で用意する。

提案順位：ヒアリング等の実施の際の順位については、企画提案書を受け付けた順番とする。

## (2) 選考方法

### ① プロポーザルの審査

「小野市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）策定支援業務にかかる公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行い、最優秀提案者を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

審査委員会は、提案者の本業務に対する意欲や理解力及び企画提案に関する内容等について、ヒアリング等を実施し、別表1「審査の評価基準」に基づき各審査委員の審査を踏まえ総合的に評価を行う。

最優秀提案者は最高点を獲得した提案者とする。ただし、審査委員の合計点数が同点の場合は企画提案書の評価点が高い事業者を最優秀提案者とする。企画提案書の評価点も同点の場合は審査委員で協議し、最優秀提案者を決定する。

なお、すべての参加事業者の総合点が60点に満たない場合は「該当者なし」とする。

### ② 選定結果の通知公表

審査の結果については、文書で通知するとともに、最優秀提案者を小野市ホームページで公表する。

なお、選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けない。

## 1.3 契約締結の方法

上記1.2(2)により特定された最優秀提案者の決定後、速やかに提案書を基に詳細を協議し、改めて見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、この協議が不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとする。

## 1.4 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- (1) 提出書類等の本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等の本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合

- (4) 本要領4に示す参加資格要件を欠くこととなった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 審査委員会構成員に不当な働きかけをした場合
- (7) その他本要領に違反すると認められた場合

## 15 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出、その他プロポーザルの参加に関して要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書の差換えは認めない。
- (3) 提出書類等は原則として返却しない。
- (4) 提出書類は、審査及び説明のため、複製を作成し使用することができる。
- (5) 提出書類は、この選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物への連載、展示等に使用できるものとする。
- (6) 業務委託契約における設計の内容については、プロポーザルの内容に拘束されず両者協議の上、変更ができるものとする。
- (7) 本市が提供する資料は、このプロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。

## 16 担当課

小野市市民安全部生活環境グループ

〒675-1380 兵庫県小野市王子町806-1

電話 0794-63-1000（内線643）

FAX 0794-62-9040

E-mail seikatu@city.ono.hyogo.jp